

調査報告

わが国の「寄付文化」興隆に向けて

はじめに

1990年代以降の日本の社会で起きた重要な変化の一つとして、民間の非営利活動の活発化ということがある。それまでは、「公共」分野は政府が担い、民間は専ら私的利益を追求するという公私二元論が当然の枠組として受け止められてきた。しかし、1996年の阪神大震災の被害に対する多数のボランティア参加、多額の義援金の寄付が象徴するように、「民の担う自主的な公益活動」が事実としてプレゼンスを増してきた。企業の社会的責任（CSR）といった概念の浸透もこの潮流を背景としたものであろう。

世界的にも、東西冷戦終結、グローバリゼーション、ヨーロッパ型福祉社会の行き詰まり、先進国の政府財政状況の悪化といった背景の中で、NGO、NPO、ボランティアの活動が、いたるところで疑いぬパワーを擡げてきている。米国のサラモン教授は、1994年“The Rise of the nonprofit sector”の著書の中で、こうした民間の公共活動の高まりを「非営利革命」として名付

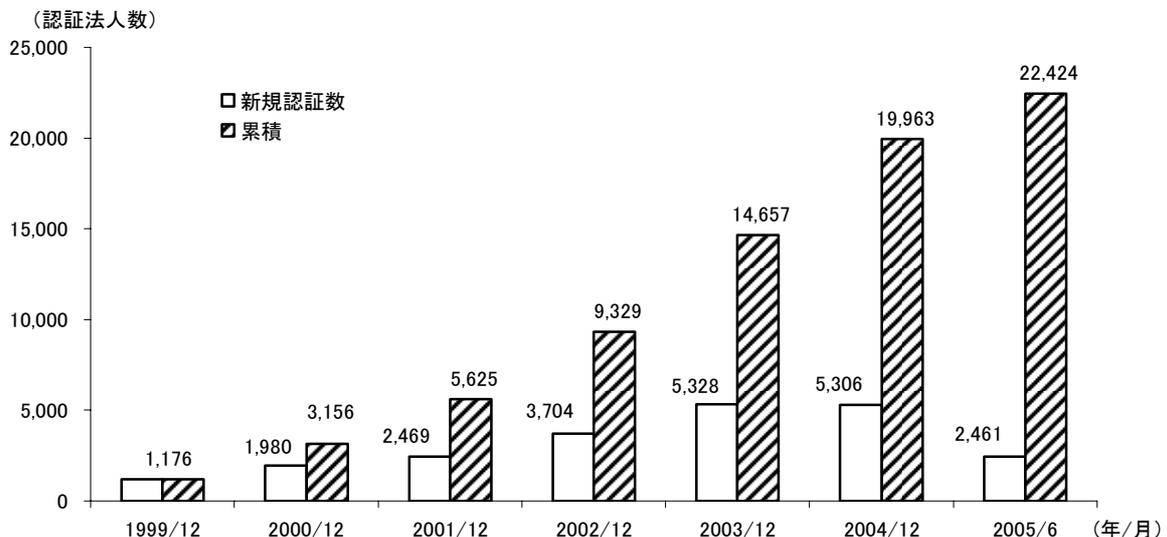
け、歴史的な変革として捉えている。

非営利セクターの成長には、自発的な人とカネの提供が不可欠であるが、日本では、特にカネの提供、つまり寄付の機能が米国などに比べ、質量ともに弱い。本稿で、まず日本の非営利セクターの現状を把握し、今後の寄付税制を中心とした制度改革の方向性について論じて行きたい。

1. わが国の非営利セクターについて

わが国においては、阪神大震災以来の民間の非営利活動の台頭を受け、1998年に特定非営利活動促進法が制定・施行された。この法律の下で、様々なボランティア団体が法人格を取得し、これまで個人名義で行なってきた契約の締結や銀行口座の開設などを、法人名義でできるようになった。この法律に基づくNPO法人は、医療、福祉、社会教育、地域づくりの分野などで急速に増加し、2005年の5月の時点で2万2千団体を超えている（図表1）。

(図表1) 認証されたNPO法人数



(資料)内閣府ホームページ

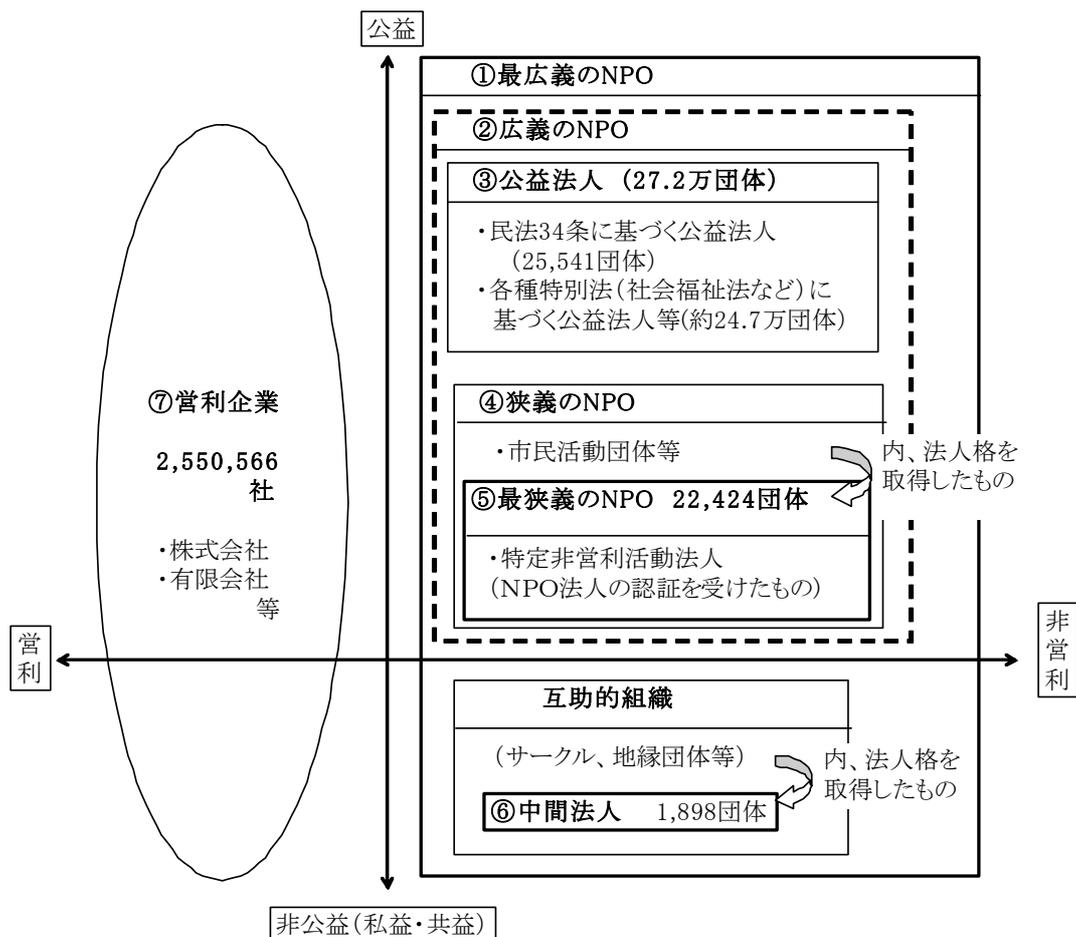
ところで、日本にこれまで非営利の団体がなかったかという、決してそうではない。非営利ということ「利潤を分配しない」と定義すると、公益法人、私立学校、医療法人など、社会福祉法人、その他市民活動団体など、様々な非営利の団体が存在してきた。

図表2は、縦軸に、公益か非公益か、横軸には、営利か非営利かで、座標軸をとり、各種法人を色分けしたものである。左の象限は、営利法人企業で、株式会社・有限会社など、全国に約255万社存在する。右下の象限の、非営利で非公益、これは、利潤を分配しないが、共通の私益、つまり共益を追求する、協同組合・自治会・同窓会などの組織で、経済団体・労働団体などもこの中に入っており、このうちで法人化した組織は、中間法人となる。

右上の象限は、今回のテーマである、公益のミッションを持った非営利の組織、つまり、NPO=Non Profit Organizationである。従来型のNPOは、法律上「公益法人」と呼ばれる組織で、狭義の公益法人である民法34条に基づいて設立される社団法人・財団法人と、私立学校法などの特別法に基づいて設立される広義の公益法人がある。特に、狭義の公益法人には、弊害が指摘されるようになってきており、制度の見直しが検討されているところである。

図表3は、広義の非営利法人の数を見たものであるが、医療法に基づく医療法人が最も多く、民法に基づく公益法人、NPO法人、社会福祉法に基づく社会福祉法人、私立学校法に基づく学校法人がこれに続いている。

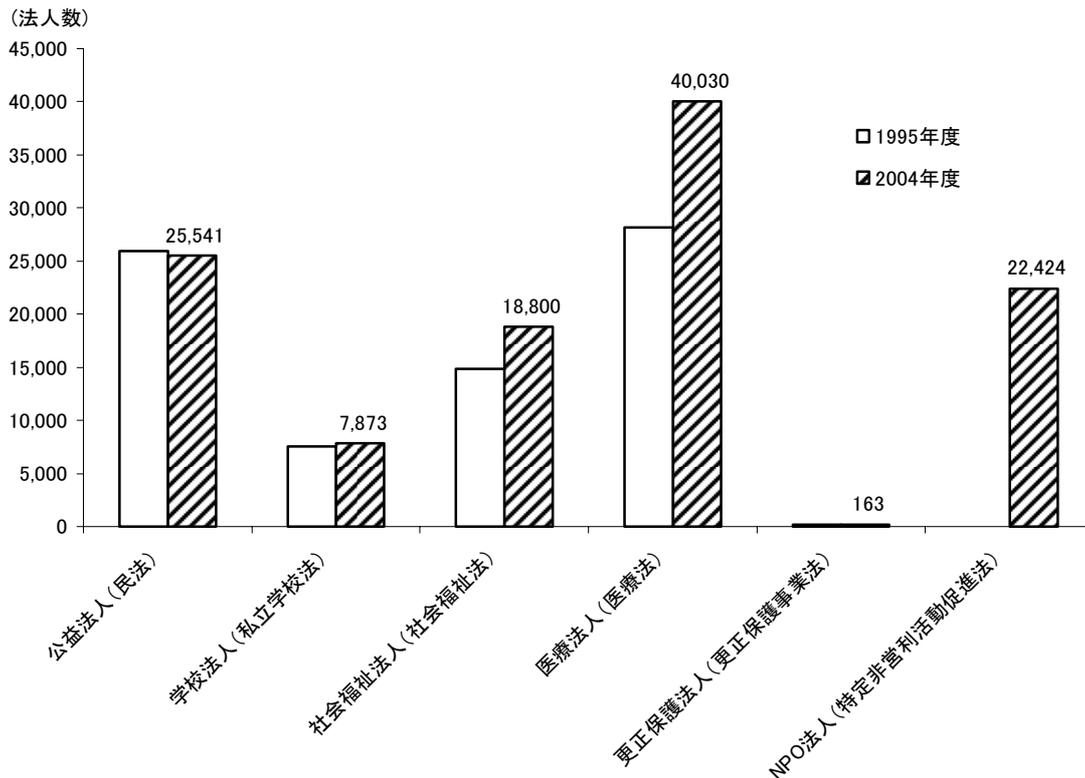
(図表2) 日本の非営利セクター (マップ)



(注) 団体数は、2004年度ないしそれに近い時点の数値

(資料) 総務省「公益法人白書」、内閣府「市民活動団体等基本調査」、国税庁「税務資料から見た法人企業の実態」等

(図表 3) 日本の公益法人数 (広義)



(注)他に宗教法人に基づく宗教法人=約 18 万団体、(資料)総務省「公益法人白書」

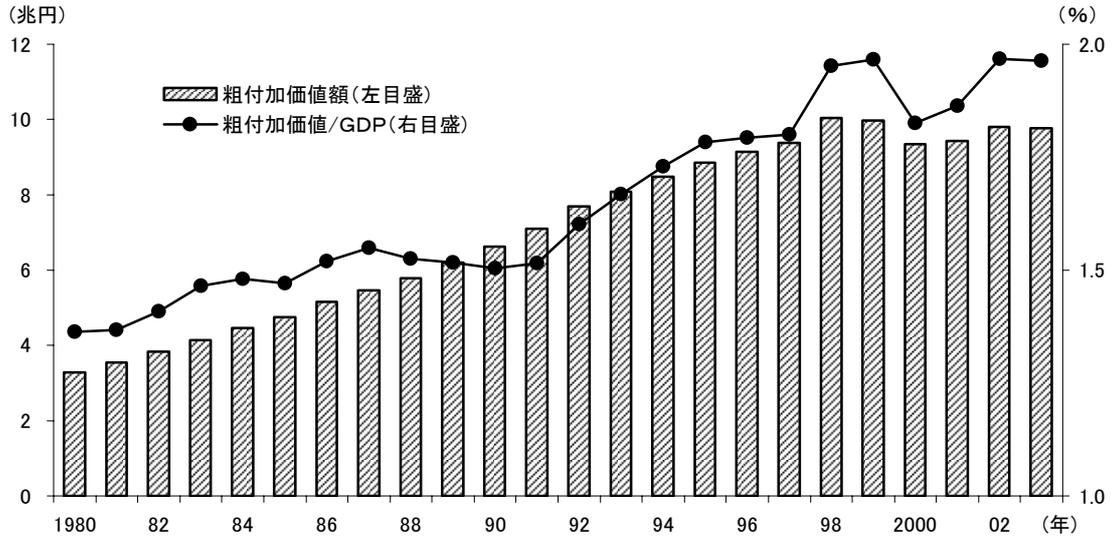
次に、こうした NPO、非営利セクターが、国全体の経済活動の中で、どれくらいのウェイトを占めているか見ておこう。

図表 4 は、NPO セクターが、GDP ベース、つまり付加価値をどれくらい生産しているかを見たものである。GDP ベースでの NPO セクターの線引きは難しいものがあるが、これは、SNA (国際標準の国民経済計算システム)における、対家計非営利団体 (NPISH)、つまり私立病院、私立学校、宗教団体などが産出した、粗付加価値の推移を見たものである。非営利セクターは、GDP に対して 2%程度を占め、その比率は緩やかに上昇している。但し、この中には、個人ベースの草の根的な非営利活動が含まれておらず、過少に見積もられている可能性が高い^(注1)。

(注1) 2004 年 12 月、大阪大学の山内教授らは、国民経済計算における非営利サテライト勘定に関する、寄付支出やボランティア活動の金額推計を行なっている。寄付額は後掲(注2)参照。ボランティア労働は、1 兆 3,585 億円の付加価値を持つと算定されている。

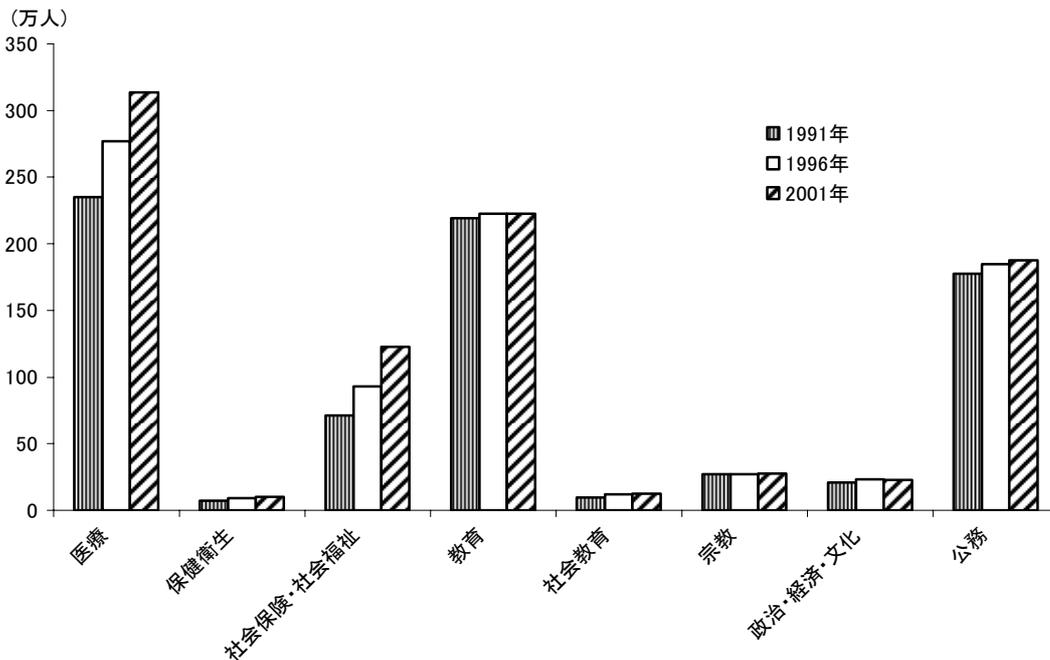
図表 5 は、NPO を最も幅広く捉え、個人営業も含めた非営利部門 (公立病院、公立学校を含む) の従業員数を見たものであるが、医療関係者が 300 万人強、教育関係者が 200 万人強、社会福祉関係が 100 万人強、全体で 730 万人となっており、わが国の全従業員数 6,000 万人の 12%を占めている。因みに純粋な公務員 (中央・地方の官庁職員、自衛隊員、警察官、消防隊員など) は、180 万人程度である。図で見ると、医療と社会福祉の分野は、就業者が増えており、非営利のセクターは、雇用吸収力の高いいわば成長産業と言えよう。

(図表4) GDP統計における非営利セクター



(資料)内閣府「国民経済計算年報」

(図表5) 非営利セクターの就業者



(注)公務は、他に分類されないもの。但し、警察、消防、自衛隊を含む。

(資料)総務省「事業所調査」

2. 非営利セクターを支えるもの ～寄付とボランティア～

政府部門が、強制的に徴収された税金によって公共サービスを提供するのに対し、NPO・非営利セクターは、民間の自発的な意志に支えられて組織を維持しつつ公益のニーズに応えていくことになる。NPO が存続していくためには、自発的なカネと人の提供、つまり寄付とボラン

ティアが不可欠の要素となってくる。

まず、寄付支出について見てみよう。

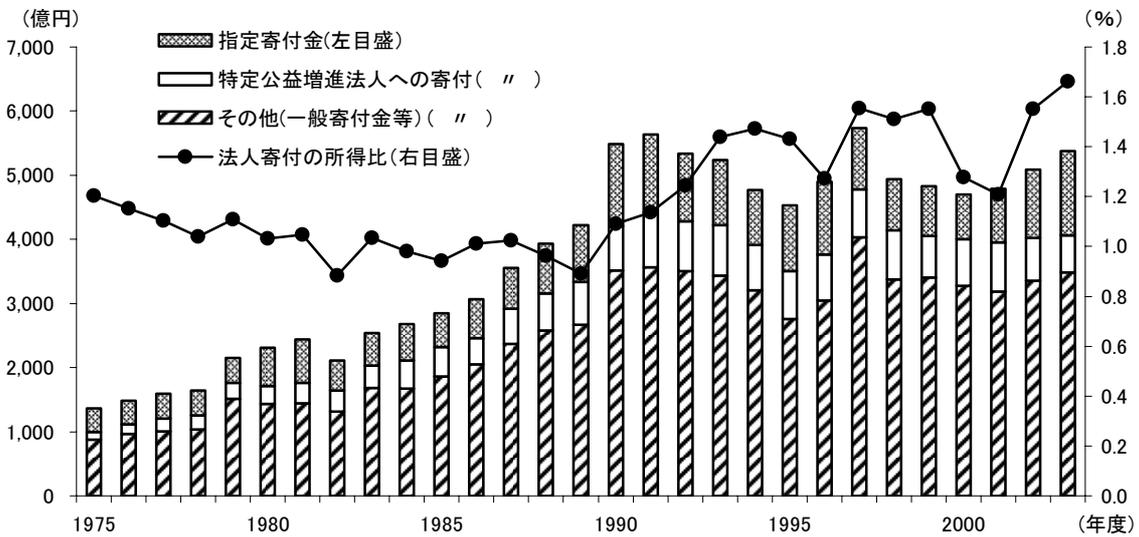
図表6は、わが国の企業による寄付の内容とその推移を見たものである。まず、指定寄付金とは、財務大臣が公益性および緊急性を認めた、団体に対してではなく事業に対して支払われる寄付金で、企業にとって全額損金算入できる。特定公益増進法人への寄付金は、さきほどの広

義公益法人のうち、公益性が著しく高いと政令が定めた団体に対する寄付金である。この2種の寄付金は、後述するが、寄付する企業に一定額まで損金参加が認められている。

また、一般寄付金は、政治団体や関連会社への資金贈与といった公益性の乏しいものから、認証NPO法人への寄付金まで、雑多なものが含まれている。図表のように、趨勢的に法人所得に占める寄付金の比率は上昇しているが、純粋に公益性の高い寄付金（指定寄付金）は、0.4%にとどまっている。

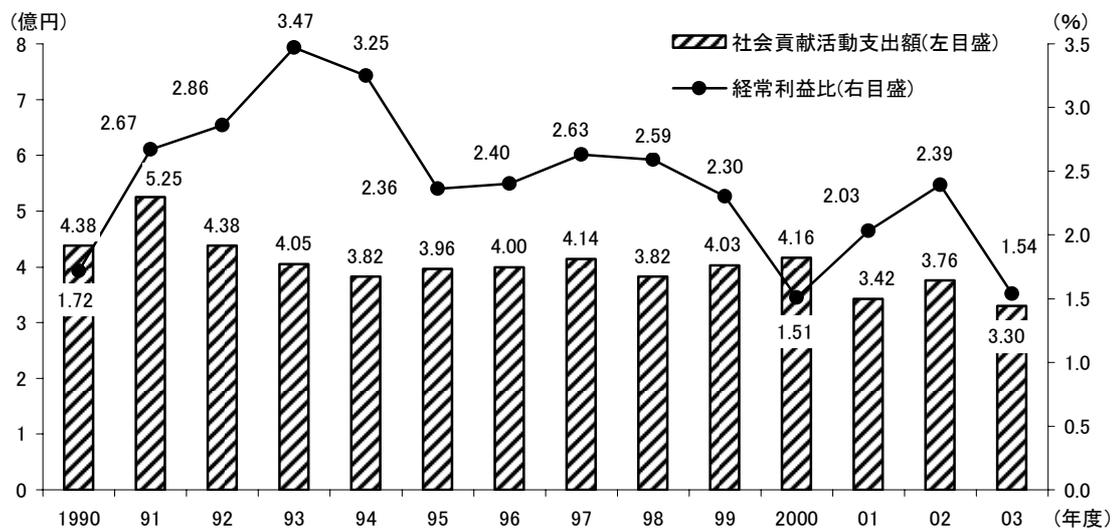
以上は、小規模の企業も含めた国内のすべての営利法人の寄付額であるが、図表7は、大企業、具体的には、日本経団連の1%クラブ（ワンパーセントクラブ）、388社の社会貢献支出（この中には、自主プログラム、後者は自ら企画して行なうもので税法上広告・宣伝費に処理されているものも含まれる）の総額の推移、および経常利益に対する比率である。この10年間、大企業は概ね平均的に経常利益比2%程度の社会貢献支出を行なってきたと言えよう。

(図表6) 企業の寄付金額の推移



(資料)国税庁「税務統計から見た法人所得税の実態」

(図表7) 日本経団連1%クラブの社会貢献支出の推移



(資料)日本経団連 ホームページ

一方、図表8は、家計の1世帯当たりの寄付金額と、総支出に占める割合を見たものである。1990年代、家計所得の伸び悩みを背景に、寄付金額も年間平均3,000円程度で低迷している(89年以前と90年以降とは、寄付金の捉え方で統計的な段差がある)。1995年に、寄付金額が突出しているのは、阪神大震災の影響によるものと考えられる。2004年にやや増加しているのも新潟中越地震やその他多発した災害が影響しているとも見られる。日本人のここぞといった時の「義捐の心」の強さとその特徴を示すものとして注目される。

但し、他の先進国と比較すると、日本の寄付は、質量ともに劣っていると見られる。

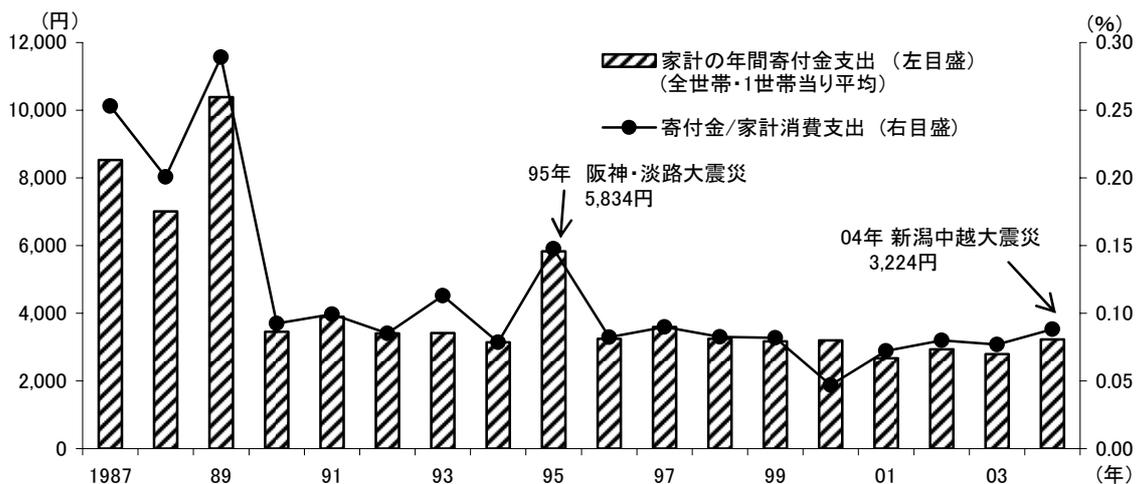
図表9は、日本の寄付金の状況を、「寄付大国」と呼ばれている米国と比べたものである。

まず、税務統計で見ると、日本は企業の寄付額に比して個人のは圧倒的に少なく全体の5%以下でしかない。米国、個人の寄付は遺贈も含めて80%以上を占める。

米国の2003年の寄付総額は、個人、企業、財団を含め、2,500億ドル、日本円にして約27兆円にのぼる。統計のベースが異なるため日米の比較は、単純にはできないもの(注2)、日本は、税務統計によると、6,128億円で米国の40分の1以下で、個人の寄付だけでは、252億円となっている。

(注2)日本で個人の寄付は1万円以下の場合、申告の対象とはならないため、かなり過少に見積られている公算が高い。内閣府経済社会総合研究所のディスカッション・ペーパー(2004年12月)によると、「家計調査」等を用いた推計では、個人の寄付は2,189億円(2002年)と見積られている。

(図表8) 家計の寄付支出の推移



(注)89年以前は、「持参金」「結納金」「慰謝料」が寄付金に算入されていた。
(資料)総務省「家計調査」

(図表9) 日米寄付金額の比較

日米の寄付金額比較

支出者	米国(2004年)			日本(2003年度)	
	金額(億ドル)	金額(億円)	(%)	金額(億円)	(%)
企業寄付	120	12,982	4.8	5,377	87.7
個人寄付	2,077	224,711	83.6	252	4.1
(内、遺贈)	198	21,420	8.0	-	-
財団支出	288	31,156	11.6	499	8.1
総額	2,485	268,849	100.0	6,128	100

(米国)

(注)データの対象は2004年。円換算は、東京市場2004年平均仲値@108.18で計算。

(資料)AAFRC(American Association of Fundraising Counsel) "GIVING USA 2005"

(日本)

(資料)財団法人助成財団センター「日本の助成財団の現状2004年度調査結果」

国税庁「会社標本調査結果(税務統計から見た法人企業の実態)」平成15年度

国税庁「申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」平成15年度

また、運用資産の収益から寄付金を提供する仕組みに、財団という組織があるが、図表 10 は、日米のトップ財団の資産を比較したものである。米国のトップは、ビル・ゲーツ夫妻の財団で、資産総額は、日本円で 3 兆円、年間助成額は 1,234 億円と、日本のトップとは 2 桁に及ぶ格差がある。

これらの大きな格差は、どこから来ているのであろうか。寄付文化の歴史や後述するような寄付税制の違いから来るところも大きい。米国は、もともと所得分配の格差も大きく、社会保障等による所得再分配機能も強くないため、かつてのロックフェラー、カーネギー、フォード家のような、富豪の自由意志によって、社会扶助や公共施設の建設・運営、科学技術の振興がなされてきた伝統がある。

日本も、今後個人のインセンティブ高めるような形で、経済の成長力を導き出して行かざるを得ない状況にあり、また遺産相続の形態に変化の兆しが出てきていることも事実である。助成財団のような、公益性を帯びた資金の仲介機能を工夫して育てていく必要がある。これは、21 世紀の金融機関の新しいビジネスモデルとなりうる。

図表 11 は、そうした意味で注目される「公益信託」の残高・件数の推移を見たものである。これは、信託銀行が、学術研究・教育奨励などの公益目的で資金を受託する仕組みで税法上優遇される要件も定められている。このところ、低金利等の運用難で残高が伸びていないが、改めて見直される機会が到来したと言えよう。

(図表 10) 日米の助成財団トップ 20

(米国)				(日本)		
順位	財団名	資産総額 (億ドル)	円換算 (億円)	順位	財団名	資産総額 (億円)
1	Bill & Melinda Gates Foundation	268.11	27,964	1	笹川平和財団	814.20
2	Lilly Endowment Inc.	108.49	11,316	2	日本国際教育支援協会	772.05
3	The Ford Foundation	100.16	10,447	3	稲盛財団	644.44
4	J. Paul Getty Trust	91.00	9,491	4	平和中島財団	522.88
5	The Robert Wood Johnson Foundation	79.41	8,282	5	微生物化学研究会	393.30
6	W. K. Kellogg Foundation	68.02	7,094	6	交通遺児育英会	355.13
7	The William and Flora Hewlett Foundation	60.20	6,279	7	トヨタ財団	297.82
8	The David and Lucile Packard Foundation	59.82	6,239	8	河川環境管理財団	286.00
9	Gordon and Betty Moore Foundation	48.46	5,054	9	田口福寿会	203.79
10	The Andrew W. Mellon Foundation	47.20	4,923	10	電通育英会	201.54
11	John D. and Catherine T. MacArthur Foundation	45.30	4,725	11	住友財団	199.57
12	The Pew Charitable Trusts	41.19	4,296	12	三菱財団	197.74
13	The Starr Foundation	35.77	3,731	13	車両競技公益資金記念財団	192.87
14	The California Endowment	35.72	3,726	14	石橋財団	171.79
15	The Annie E. Casey Foundation	31.07	3,241	15	吉田秀雄記念事業財団	146.12
16	The Rockefeller Foundation	30.27	3,157	16	放送文化基金	135.18
17	The Annenberg Foundation	26.96	2,812	17	旭硝子財団	118.73
18	The Kresge Foundation	25.05	2,613	18	ニッセイ財団(日本生命財団)	117.22
19	Robert W. Woodruff Foundation, Inc.	24.64	2,570	19	吉田育英会	107.45
20	Charles Stewart Mott Foundation	23.76	2,478	20	電気通信普及財団	104.09

(注) ・日本の財団は、全て 2003 年度決算。

・日本 2 位の「日本国際教育支援協会」は、2004 年 4 月 1 日に、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会、日本育英会の事業等を整理統合して設立された。

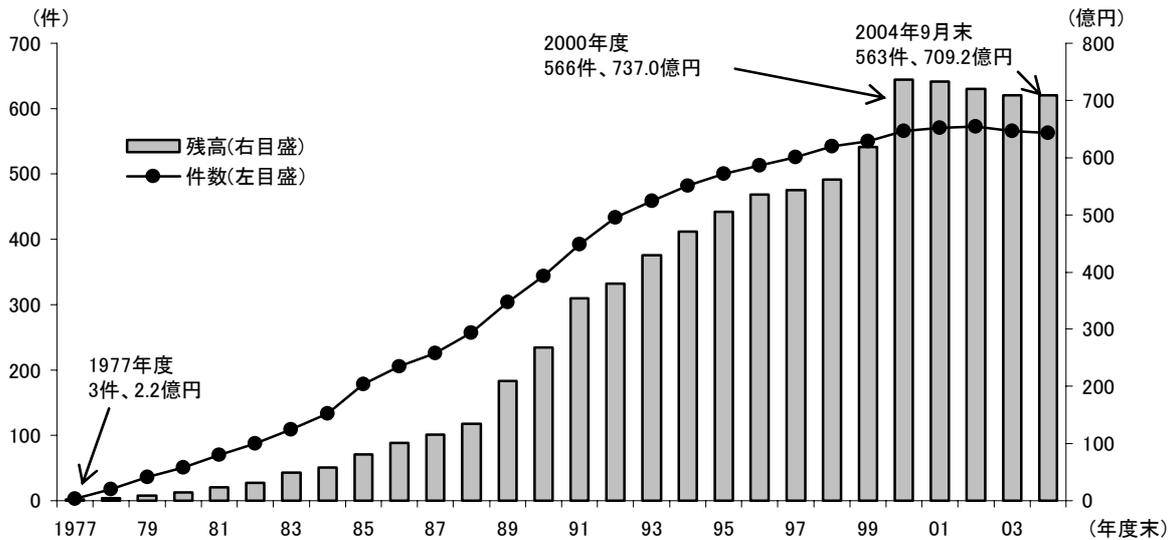
数値は、日本国際教育協会の 2004 年 3 月 31 日の値を使用。

・ドル貨から円貨への換算は、@104.30(東京市場 2004 年 3 月 31 日)を使用した。

(資料) 日本:財団法人助成財団センター「日本の助成財団の現状 2004」

米国:Foundation Center ホームページより

(図表 11) 公益信託の件数と残高の推移

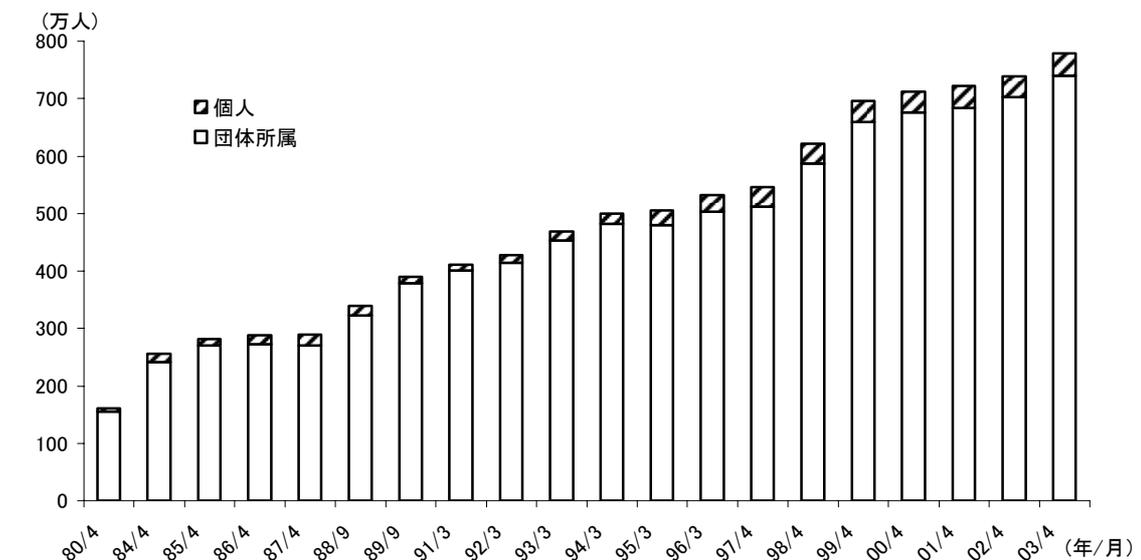


(資料)信託協会

最後に、人員面を見ておきたい。図表 12 は、いわゆるボランティアの数で、全国の社会福祉協議会が把握しているものである。ボランティアの数は、1990年代後半以降、急速に伸びが拡大している。尤も、広い社会奉仕活動に参加している人々の数は、日本では、3,263 万人程度(自治会・PTA などの活動も含めた人数、対 15 歳以

上人口比=25.6%、社会生活基本調査報告：平成 13 年度) に対し、米国では、8390 万人程度(対 15 歳以上人口比=44.0%、Independent Sector：2000 年)であり、参加者の活動時間などの格差も踏まえると、かなり裾野の広さに関きがあると言えよう。

(図表 12) ボランティア活動者数の推移



(資料)社会福祉協議会「ボランティア事業年報」

3. 米英の寄付税制

日本の寄付文化が今のところ厚みを持っていない原因を海外との比較で探ってみよう。図表

13は、寄付に関する税制度について、日本と米国、英国とを比較した一覧表である。

(図表 13) 日・米・英の寄付税制

寄付先		個人		普通(営利)法人の所得控除	
		寄付に対する所得控除	遺贈・相続財産の寄付		
日本	特定寄付金	国・地方公共団体	(年間寄付金額-1万円)を所得控除。ただし、(年間所得の30%-1万円)を限度とする。	全額損金算入	
		指定寄付金対象事業団体		(原則) ・(本人が)遺言で寄付した場合、相続税は非課税。 ・(相続人が)相続・遺贈で取得した財産を、寄付した場合、相続税は非課税。	全額損金算入
		特定公益増進法人			一般寄付金(資本金×0.125%+年間所得×1.25%)の2倍分を損金算入
		認定NPO			
	一般寄付金	上記以外	なし (所得控除されない)	なし (相続税等の課税対象)	資本金×0.125%+年間所得×1.25%まで損金算入
認証NPO					
米国	パブリック・チャリティ(509(a)該当)、連邦・州・地方政府等	課税所得(必要経費控除後)の50%を限度として所得控除。	(原則) ・(本人が)遺言で寄付した場合、相続税は非課税。 ・(相続人が)相続・遺贈で取得した財産を、寄付した場合、相続税は非課税。	課税所得の10%を限度として損金算入。	
	プライベート・ファウンデーション(民間財団)	●事業型…課税所得の50%(現金)、30%(土地などの評価制資産)まで所得控除。			
		●非事業型…課税所得の30%(現金)、20%(土地などの評価制資産)まで所得控除。			
英国	チャリティ	●単独寄付(Gift Aid)…高額税率(40%)が課せられる高額所得者は、標準税率(20%)との差額を還付請求できる。	(原則) ・(本人が)遺言で寄付した場合、相続税は非課税。 ・(相続人が)相続・遺贈で取得した財産を、寄付した場合、相続税は非課税。	●単独寄付(法人型)…全額を損金算入できる。(注1)	
		●給与天引き制度(Payroll Giving)…全額を所得控除できる			

(注1) 単独寄付の法人型…個人型では、税引後の金額をチャリティに寄付するが、法人型では、税を差し引くことなく、寄付希望額を、そのままチャリティに送金する。チャリティの側で還付請求する必要はない。また、企業の側では、送金した寄付額を全額(原則)、損金算入することができる。

(1) 米国の NPO 寄付税制

米国では、一部の州（カリフォルニア州は、非営利法人法の規定がある）を除いて NPO 法人取得の必要がなく、その団体が事業税免除等の税法上の優遇措置を受けたいならば、IRS（内国歳入庁）に申請し、501 条(c)に該当する団体として認定される必要がある。この認定は、書類上の要件を充足していれば NPO としての税の優遇を認める準則主義を採用しているが、一方で、毎年実際の活動等を年度報告書等で事後審査し、減免税資格の継続・取消しを判断している。そしてこの条項の認定資格が得られれば、公益事業およびそれに関連する事業による所得や寄付等の受取所得は免税となる。また、501 条(C)(3)における「慈善等を活動目的とする団体」（非営利性・公共性がともにあると認められた団体、通常 NPO と言えばこの団体を指す）として認定されれば、寄付する側にも所得控除が認められる。

さらに、内国歳入法 509(a)項では、寄付の所得控除が認められる寄付対象団体が規定されている。それは、“Public Charity”（あるいは 509(a) 団体）と呼ばれ、Public Support Test^(注)等の判断で、広く一般国民から支持されていると認められた自ら公益活動を行なう団体で、寄付者が個人の場合は課税所得の 50%まで、法人の場合は同 10%まで所得控除が認められる。509(a)項に該当しない財団は、“Private Foundation”と呼ばれ、その財団資産の 50%以上が公益活動およびその関連事業に使われる事業型財団の場合は、寄付の所得控除が Public Charity と同じ扱いとなるが、その比率が 50%未満の非事業型財団の場合は、個人は 30%まで、法人は 10%までの所得控除に限られる。Private Foundation には、事業家による財団私物化抑止の観点からやや厳しい要件が課せられている。

(注) Public Support Test : NPO 活動の公益性を判断する基準として、NPO 法人の収入構成から判断する。NPO の総収入の内、贈与・助成金・寄付金及び補助金などが一定割合以上を占めていることが求められる。NPO が社会的に認められていれば、こ

うした収入の占める割合が大きいはずだという考えが背景にある。

米国で、NPO と言えば、この 2 つのタイプの慈善・公益団体で、2004 年度においては 1,010 千団体に上っている。日本で、寄付が税の優遇を受ける団体は、特定公益増進法人（21 千団体強）、認定 NPO 法人（34 団体：05 年 7 月末現在）の 2 類型なので、単純な数だけの比較だと米国は日本の 50 倍近い規模となる。

(2) 英国の NPO 寄付税制

英国は慈善事業について、米国と違った伝統を持っている。また、欧州大陸型福祉国家でもない、サッチャー流の自由市場主義でもない、「第三の道」を志向するブレア政権の下で、非営利セクター・NPO は、新たな重要な位置づけを与えられている。

英国の公益・慈善事業の主体は、Charity と呼ばれ、独立した政府機関であるチャリティー委員会（Charity Commission）にその資格を申請し、内国再入庁（IR）と併せ、Charity としての審査を受けることになる。Charity 格を取得すれば、団体および団体への寄付者は税の優遇を受けることになる。英国の Charity の数は、2005 年 6 月末現在で 167,022 団体（イングランドとウェールズ）であり、前述した、日本で寄付者が優遇される 2 類型の非営利団体の約 8 倍の規模となっている。

英国の Charity の歴史は古く、1601 年制定の公益ユース法（信託法）に起源を持ち、公益信託として発展してきた。1853 年に公益信託法（Charitable Trust Act）が制定された際に、公益信託の指導・監督機関として、チャリティー委員会が設置され、さらに 1960 年には、健全な公益活動の促進を目的としてチャリティー法（Charities Act）が制定され現在に至っている。

英国のチャリティー法は、行政・営利企業以外の、非営利部門（NPO 等の市民セクター）全体を包括的かつ体系的に定めている点が特徴的である。

1998 年、ブレア政権は、非営利公益活動団体の役割と独立性を積極的に評価する合意文書で

ある“The Compact”を政府部門と非営利公益活動団体の間で採択、以後の官民間での規範となった。また、2000年に「Getting Britain Giving」と呼ばれる寄付税制の改革を行ない、寄付制度の整理と簡略化、政府によるサポート姿勢を明らかにした。

現在の英国の寄付制度は、Gift Aid（単独寄付）と Payroll Giving（給与天引き）を2つの柱とする。寄付者が個人型の Gift Aid を選択する場合は、標準税率（22%）の適用で源泉徴収される

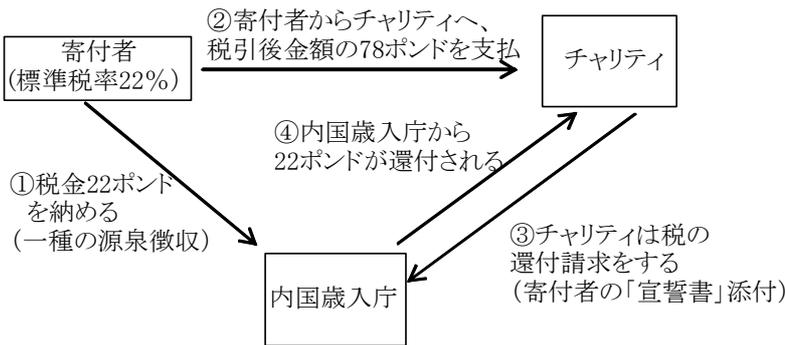
が、寄付を受けるチャリティー団体が税の還付請求を行ない、寄付者の意図した全額を受領できる仕組みになっている。一方、Payroll Giving を選択すれば、被雇用者である寄付者は、源泉徴収なしに、給料天引きで雇用主（企業）から寄付専門取扱機関（Payroll Giving agencies、寄付額の4%を手数料として徴収）を通してチャリティーに送金される。少額であるが篤志の寄付者にとって継続しやすい、非常に工夫された仕組みとなっている。

（図表 14）英国の寄付制度

●単独寄付(Gift Aid) (個人型)

(例)個人が、100ポンドの寄付をする場合

- ①寄付者は、内国歳入庁に、税金22ポンドを納税する。
- ②寄付者は、チャリティーには、税引き後金額78ポンドを支払う。
- ③チャリティーは、内国歳入庁に、源泉徴収された22ポンドの還付請求をする。その際、寄付者から受け取った「宣誓書」を証書として添付する。
- ④内国歳入庁は、チャリティーに22ポンドを還付。結果として、チャリティーは、寄付者が希望した通りの100ポンドを受領することができる。



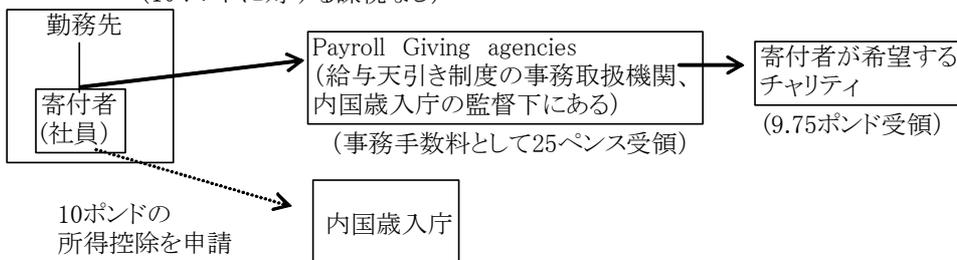
(注)高額所得者で、高額税率(40%)が課せられる個人の場合は、標準税率(22%)との差額を、内国歳入庁に還付請求することができる。

●給与天引き(Payroll Giving) 対象は個人のみ。

(例)毎月10ポンド寄付する場合

勤務先は、給与から10ポンド天引きし、その他の社員分と取りまとめて送金。(10ポンドに対する課税なし)

預かった寄付金を、各寄付者の指示に従い、チャリティーに送金。



* 寄付者は給与天引きの際、希望するチャリティーの名を勤務先に知らせる必要はない。(寄付者は、直接、Payroll Giving agenciesに支払指図をすることができる。)

4. 「民の担う公益」実現と「寄付文化」の興隆に向けて

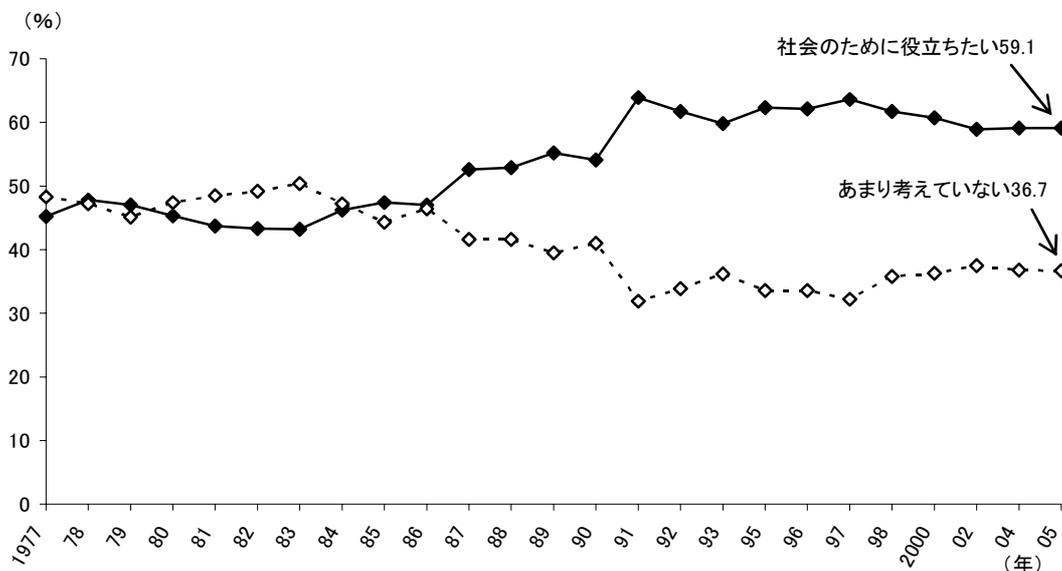
英国ブレア政権のブレインの一人である、社会学者アンソニー・ギデンスは、その著書「第三の道」の中で、旧式の社会民主主義とサッチャー型の新自由主義を止揚する立場を主張し、市場の効率性と社会的公正を両立させうる 21 世紀型の民主主義を模索する。そこでは、個人の自由と社会共同体の理想がより高度な形で調和する。グローバリゼーションの流れを受け入れ「世界に開かれた多元主義」を謳いつつ、「責任を伴う権利」「自主性としての自由」を担う新しい「個人」を中核に据え、「弱者保護」も重視する。プログラムとしては、行政の効率化、地方への権限委譲、直接民主制の導入が提示され、政府の役割は、治安、経済、科学技術、生命など、多分野に亘るリスクの管理ということになる。こうしたブレア政権のチャレンジは、今後の日本の社会、公と民の関係、政府のあり方、地方自治の形などを探るうえで、大いに参考となる。

前述したサラモン教授の「第三のセクター」、つまり NPO・非営利セクターは、この「第三の道」の中で、重要な役割を担う。ギデンスは、「相互依存関係が緊密な社会は、高度な自己組

織化能力を持つ社会である」、「在来型の市民組織や市民運動の中には、影響力を失いつつあるものが少なくない。しかし、非在来型の市民運動が古いそれに置き換わりつつある。地域社会、そして社会全体を益するよう、そうした市民運動を、より広範な社会的目標の達成に役立てることが望まれる。」と述べている。また、「小規模団体内に生れるコミュニティ意識は、同一地域内に居住するという昔ながらのコミュニケーション意識とは違っている。問題意識を共有する人々が一生涯の旅をともにするために集まったのだ。」と、グローバリズム下の共同体に新しい意味付けを行なっている。

日本でも、個人の価値観の変化・多様化を基盤として、時代の意識が大きく変化している。図表 15 は、例えば、個人の社会に対する意識の変化を見たものであるが、社会のために役立ちたいという意識を持った人々が、1990 年代には 1980 年代とくらべ増加している。実際に、社会貢献活動を実施している人々の割合は、中高年を中心に増えているようだ。人々の企業への帰属意識は薄れ、多様な社会観・価値観が、芽生え拡大しつつある。社会への想い、関わり方の理想もそうした中で、古い時代とは違ったものとなってきている。

(図表 15) 社会への貢献意識の推移



(資料)内閣府「社会意識に関する意識調査」

現在、わが国において公益法人制度の改革が検討されており、それによると、①準則主義により簡便に設立できる非営利法人の創設、②寄付課税軽減の対象となる公益性についての判断は第三者機関（内閣に有識者の委員会を設置）が行なうこと、等が骨子となっている。この改革の道筋も、イギリスのチャリティー制度などを参考としたものであろう。

以上のような論点も踏まえ、今後の方向性としては、①公正かつ、時代にマッチした多様な「公益性」概念の構築、②英国の Payroll Giving のような、個人にとって簡便な寄付税制の工夫、などの点に期待したい。

（参考文献）

「ノンプロフィット・エコノミー」

：山内直人 日本評論社 2002年

「非営利サテライト勘定による寄付とボランティアの統計的把握」

：山内直人他 ERSI Discussion Paper Series
No.126 2004年12月

「第三の道」

：アンソニー・ギデンス 2000年

（高田 尚／戸口 里美）